

令和3年第10回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和3年6月16日

開会時刻13時33分

閉会時刻16時03分

○場 所 中主防災コミセン 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 立入 利晴 委 員 瀬古 良勝

委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○説明員

教育部長 吉川 武克

教育部政策監（幼稚園教育担当） 田中 源吾

教育部次長 北脇 康久

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼歴史民俗博物館長）

こども課長 西村 一嘉

ふれあい教育相談センター所長 橋本 すみ江

学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課主席参事 吉川 一仁

スポーツ施設管理室長 小山 茂

野洲市文化ホール館長 中川 靖

野洲図書館長 宇都宮 香子

文化財保護課長 角 建一

人権施策推進課長 山本 隆一

守山野洲少年センター所長 福井 善隆

教育総務課長（事務局） 北田 岳宏

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和 3 年第 10 回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席は全員ですので会議は成立しております。

次に日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

続いて、日程第 2、令和 3 年第 8 回野洲市教育委員会定例会及び第 9 回臨時会の議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 3 年第 8 回野洲市教育委員会定例会及び第 9 回臨時会の議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

続いて、日程第 3、令和 3 年第 10 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、南出委員と山崎委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に日程第 4、教育長事務報告について、私から報告をいたします。

別紙をご覧ください。

5 月 26 日から 6 月 15 日までの事務報告について説明したいと思います。

6 月 7 日、8 日と人事主事訪問というのがあります。それから 14 日、15 日と全部で 4 回に分けて、県の教育委員会教職員課というのが県費教職員の人事を担当しているところなんです。そこの人事主事を連れて各学校を全部回りました。県費の教職員が小学校は約 200 名、中学校は約 100 名おります。その教職員を見るために現場を回るということで全ての教室、職員室等を回りました。この人事主事訪問は今回は学校現場で、2 学期は教育委員会で、3 学期は教育委員会で協議をして、県費教職員の人事異動を行うというものです。3 月 20 日過ぎに内示を出されまして、4 月 1 日の異動というふうになります。

それから 6 月 9 日、市長表敬訪問同行とあります。これは中主中学校が読書活動で文部科学大臣表彰を受けられました。文部科学大臣表彰というのは、滋賀県では小学校、中学校、高校、各 1 校ずつなんです。そんな中の一つに中主中学校が選ばれて、非常に名誉なことなので市長に報告ということでした。昨年度の取り組みが一番のメインやっと思っています。例えば、オープン図書館といいまして、去年は 5 月が休校だったんですが、子どもたちに本を読む機会をとということで、図書館の協力を得て、屋外に図書館から何百冊かの本を持ってきてもらって、子どもたちが随時登校して好きな本をそこで借りて帰るという取り組みもされています。中主中学校においては、毎朝 10 分間の朝読書という取り組みもずっと続けておられます。学校現場はいろんなことで忙しく、かつては全部の小中学校が朝読書をしていましたが、教科学習に変わったりとかいろんなことになって、読書の時間がどんどん削られていく中で、中主中学校はずっと続けているということがあ

って表彰に結び付いたのかなと考えております。

それから 6 月 10 日、学校教育課と協議をした中に夜間中学校というのがあります。これは文部科学省が全国各都道府県に最低 1 校の夜間中学校を設置しなさいという指示を出しているんですが、滋賀県はまだ未設置です。全国的にも 20 弱の都道府県に全部で 50 校ぐらいありますが滋賀県は未設置ということで、県教委もその方向性を探るということで、市内の 3 市プラス 3 市。去年は 3 市だけやったんですが、今年度は野洲市も協議に入ってくれということで、合同会議に参加していく方向の打合せをしています。

主な取り組みとしては以上です。何かご質問等はございますか。よろしいですか。

ないようですので、次に進みます。日程第 5、付議事項 1、議案に移ります。

議案第 43 号、野洲市通園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則等の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 議案書 1 ページをご覧ください。議案第 43 号、野洲市通園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則等の一部を改正する規則についてということで、提出理由は、行政手続き等における押印等の見直しにより、各規則で定める様式中の押印に関する部分を削除するためということでございます。

議案関係資料の 6 ページからずっとこの申請をしてもらういろんな様式がございます。6 ページ、7 ページ、8 ページ、9 ページと以下続くわけですが、各様式の右上のところ「野洲市立〇〇学校長」として、四角印が付いておりました。これからはこの四角印を外すというものが規則の改正の主な内容でございます。

あと、10 ページ、11 ページは特に関係する手続きの様式の印を省いていくものです。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 43 号について、ご質問等はありませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 昨今の時代の流れの中で印鑑をなくすのはそうだろうと思うのですが、ちょっと教えてほしいのですが、議案書 2 ページの第 1 条です。私の見方が悪いのかもしれませんが、ここでは現在教育長の印鑑が必要ないのに印鑑を押すように変更すると取れるのですが、印鑑をなくしますという次長の説明からすると、逆のように見えるのです。その辺りをもう一度説明をお願いできますか。

【西村教育長】 井上次長、どうですか。これは逆ではないんですか。

【井上教育部次長】 確認するまでに時間がかかるので、ちょっとお待ちいただいてもよろしいですか。

【西村教育長】 では、後で回答をお願いしたいと思います。

じゃあ、これは後でということで、次に移りたいと思いますが、今の件に関わってほかに質問はございませんか。どうですか。

ないようですので、次に議案第 44 号、野洲市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

北田課長、お願いします。

【北田教育総務課長】 教育総務課の北田でございます。

議案第 44 号、野洲市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、ご説明を

させていただきます。こちらのほうにつきましても、先ほどと同様で、行政手続き等における押印等の見直しに伴いまして、教育総務課が所管する例規について確認しましたところ、野洲市教育委員会公告式規則第 4 条、こちらのほうは議案関係資料 18、19 ページになります。第 4 条の規則を除くほか、野洲市教育委員会の定める規定および公告で公表を要するものについての下から 2 行目、「教育長名を記入して教育長の公印を押さなければならない」というところを「教育長名を記入しなければならない」と改めるものです。また、野洲市公告式条例との整合を図る中で、第 3 条が不要という形で、「規則は当該規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して 10 日を経過する」と記載がありますが、こちらにつきましても不要であると判断しましたので、この 3 条を削除します。3 条を削除することによって今現在ある第 4 条の 2 項、こちらも「前条第 3 項及び前条の規定は」というところの前条が変わりましたので、こちらも削除、前項の「規定及び公告、告示」を「規定による公表」に改正するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 44 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 44 号、野洲市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 44 号は可決されました。

次に議案第 45 号、野洲市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

角課長、お願いします。

【角文化財保護課長】 文化財保護課長、角と申します。

議案第 45 号、野洲市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

議案書の 5 ページから 6 ページ、議案関係資料については、20 ページから 27 ページをご覧ください。本議案の提出理由でございますが、議案第 43 号、第 44 号と同様に、市の行政手続き等における押印等の見直しにより、野洲市文化財保護条例施行規則に定める印を一部削除、署名または記名押印を追加するためです。様式の第 4 号から第 8 号は、市指定文化財に関する届け、様式第 9 号は、指定書の再交付申請に関するものとなっています。このたび押印の必要性を検証した結果、様式の第 4 号、6 号、8 号、9 号については、押印書を不要とする一方、指定文化財の所有者には保存管理や修理、公開などにおいて、一定の義務や負担が生じますことから、様式の第 5 号の市指定文化財棄損等届、様式の第 7 号の市指定文化財所有者等変更届につきましては、氏名の記載に当たり自署の必要性があるものと考え、署名または記名押印を追加するものです。

ご審議のほうをよろしくお願いたします。以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 45 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 45 号野洲市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 45 号は可決されました。

それでは次に、(2) 協議事項に移ります。協議事項 1、野洲市教育振興基本計画第 3 期(案)について、事務局より説明をお願いします。

北協次長、お願いします。

【北協教育部次長】 北協です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項といたしまして、野洲市教育振興基本計画第 3 期(案)につきまして説明します。

本事業ですが、お手元に計画の主な変更点についてと、教育大綱を配布しておりますので併せてご覧いただきたいと思えます。まず、計画の主な変更点につきましても、事前に計画書(案)とさせていただきますが、まずこちらをご説明させていただきたいと思えます。

まず、基本計画、基本理念は、前期計画を継承しております。前期計画の基本理念と施策の展開としまして、3 つの基本的な方向性と 9 つの基本目標がございます。こちらにつきましても、前期計画を継承している形でございます。同時に、教育大綱も同様です。ただし、教育を取り巻く社会の動向また第 2 期計画の課題、第 2 次野洲市総合計画を踏まえて策定するものでございます。

②番目ですが、策定委員会を設置させていただきまして、そこで出た意見を整理して変更した主な点として 5 点挙げております。

まず 1 点目ですけれども、今後の施策の方向性におきまして、いじめ問題や不登校の早期対応については、引き続き関係機関と協働してきめ細かな対応を行うことやいじめ防止、予防対策について追加をしたものでございます。

2 点目ですが、3 つの基本的な方向性がございまして、特に地域、社会との連携・協働を強調しております。また家庭と地域の教育力の向上や学校、家庭、地域の連携・協働による計画の推進を追加させていただいております。

3 点目、各施策について、前置きの文面がございまして、こちらにつきましても長文等がございましたので整理をさせていただいたという点、そして、道徳教育・人権教育の推進ということで、一括して施策が挙げられていたんですが、分割をさせていただいたということ。また、前期計画では「生涯学習推進員の育成と活用」という項目がございましたが、こちらにつきましても「生涯学習機会の充実」に統合をさせていただいております。

また、教育委員会に関連する 2 つの施策につきましても統合し整理をさせていただいております。

4 点目ですが、今回特に野洲の特色ある学校づくりとして、今後 5 年間の主たる施策の一つとしまして、施策 14 でコミュニティスクール、学校運営協議会制度の導入をしていくということで具体的に進めております。施策 14 としまして、「地域と共に歩む学校・園づくり」ということで新たに追加をしております。

そして、5 点目ですが、これからの社会への対応としまして、ICT 機器を活用した情報化に対応する学習。また、生涯学習の拡充、そして次世代の地域の担い手の育成という面で追加をしています。

そして③番目ですけれども、各施策につきましても、第 2 期計画の成果と課題がございます。こちらにつきましても、今回他市を参考に資料編ということで整理をしております。

④番目、近年の社会情勢として、特に今回はコロナウイルスなどの感染症の対策について、学習の保障や環境整備についてを明記しております。

⑤番目ですけれども、施策の点検・評価では、新たに第 5 章を設けまして、策定するだけでなく進捗管理ができるように PDCA サイクルでチェック機能を働かすことを明記しております。

主な点につきましては以上です。

続きまして第 3 期の案をご覧いただきたいと思います。かなりボリュームがございますので主なところをかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

まず計画書を開いていただきまして目次、序章から第 5 章、資料編と続いております。まず序章から第 3 章までをご説明させていただいてご意見を頂ければと思っております。また、第 4 章から第 5 章、そして資料編で 3 分割でご説明させていただきたいと思います。

まず 1 ページ目からになります。序章としまして、野洲市教育振興基本計画の策定にあたってということで、1 点目、野洲市教育振興基本計画第 2 期につきましては、令和 2 年度で計画期間の 5 年目を迎えることから、教育分野において引き続き取り組むべき課題や近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応するために、今後 5 年間で目指すべき方向や取り組むべき施策について定める野洲市教育振興基本計画第 3 期を策定するものでございます。

計画の位置づけにつきましては、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画としまして、教育を取り巻く社会状況の動向や第 2 期計画の成果と課題、さらには新たに策定された本市のまちづくりの最上位計画であります第 2 次野洲市総合計画や教育大綱を踏まえるとともに、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌しながら、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけております。

計画の期間としましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間としております。

2 点目、今回の計画の位置づけとしまして、先ほど申し上げました第 2 次野洲市総合計画から教育大綱、そして現計画とありまして、その下に個別の計画を立てていくという流れになっております。

3 ページ目をご覧ください。第 1 章ということで、「野洲市の教育をめぐる状況」についてご説明させていただきます。1 「就学前教育・保育をめぐる状況」としまして、中ほど、待機児童が発生し、入所施設の確保と教育・保育の担い手である人材の確保が課題となっております。平成 30 年度から適用されました新教育要領及び新保育指針に従い、幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿を考慮しながら教育を進めていく必要がある。また、幼保一元化に向けた取り組みとともに、地域の特性を活かした教育と保育を地域と協働しながらさらに進めていく必要があるということでございます。

4 ページ目を見ていただきまして、2 「小・中学校をめぐる状況」について、(1) 「学習指導の状況」でございます。超スマート社会とも言われる Society5.0 が到来するというところで、こうした時代を生きる子どもたちだからこそ、「自ら考え、判断し、やり遂げる力」と「仲間と協働し、たくましく生きる力」を通じて、SDGs の視点を取り入れた行動をとれることが大切だということ。そして、学習指導要領の改訂では、よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来の作り手となるために必要不可欠な資質、能力を育成することが課題となっているということ。そして、今回改訂された学習指導要領の目標を実現するためにも、国の GIGA スクール構想に基づき市内の小中学校で一人に 1 台整備したタブレット端末等の ICT 機器を活用し、授業の改善を推進していく必要があるということです。また、全国学力・学習状況調査が

ら見ると、本市の子どもたちの学力はほぼ全国並み、全県並みとなっていますが、学力の高い層と低い層の二極化が生まれるということでございます。

続きまして、(2)の「健康な生活の状況」におきましては、5 ページ目になります。毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等の調査では、本市小学校児童、中学校生徒ともに多くの種目の体力値が全国平均を下回っている現状があります。各小学校では、子どもの体力向上プランを策定し、体育学習の充実と運動習慣をつくるための取り組みを推進しているということでございます。各中学校でも体力の向上の取り組みを計画し、取り組みについての評価と改善を繰り返しながら子どもたちの体力向上を図っているところでございます。

下の全国学力・学習状況調査の結果、令和元年度につきましては、毎日同じ時間に寝ているか、また起きている時間、毎朝朝食を食べているかというところの調査結果を表しています。毎日同じ時間に寝ているか、起きているかの設問については中学 3 年生では全国、県平均より低い。ただ、朝食を食べているかというところでは全国、県平均よりは高い。そういった形で規則正しい生活習慣を養うことが必要だろうというところではあります。

続きまして 6 ページ、(3)「特別支援教育の状況」につきましては、本市の令和 2 年度の小中学校の特別支援学級数は 48 学級延べ 286 名の児童生徒が在籍している状況です。下の推移の表を見ていただきますと、年々増加しているという状況でございます。

7 ページ目、(4)「不登校児童・生徒の状況」としまして、小学校の不登校児童数、在籍率は全国平均を上回っております。さらに平成 30 年度以降は大幅に増加しており、中学校でも全国、県平均より高い在籍率となっております。各校とも別室登校が多い形となっております。そして 7 ページの下のほう、不登校の未然防止と学習支援および対応に向けた取り組みの充実を図るとともに、不登校の児童生徒が学校復帰や社会に繋がることを目指して、情緒の安定を図り、学習のサポートを充実する必要があります。

続きまして 8 ページ目を見ていただきたいと思います。3「青少年の健全育成をめぐる状況」におきましては、いじめや不登校といった社会生活を円滑に行うことが困難な青少年が増えており、多様化する状況ごとの支援が課題となっているところです。一方で、家庭では核家族化が進展し保護者の就労が不安定化する家庭もある中で、児童生徒の居場所としての機能が弱くなっています。学校と地域が連携・協働して子どもたちや保護者への支援を強化するなど家庭教育の支援に力を入れていく必要があります。

4「生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況」につきましては、人生 100 年時代の到来が予測されています。高齢者が生きがいを持って人生を送ることが出来るように、学習や活動を支援するとともに、多様な学びの場や機会を提供するなど、いつでもどこでも誰でも学び合える生涯学習環境の充実を目指す必要があるとしております。

続きまして 10 ページを見ていただきたいと思います。第 2 章としまして、第 2 期計画の成果と課題ということで、こちらの詳細につきましては、資料編として 32 ページ以降に載せております。10 ページにつきましては、第 2 期計画の総括ということで主なものを挙げさせていただいております。第 2 期計画に基づき推進していた様々な施策については、それぞれ成果を上げているというところから、第 2 期計画の基本理念や施策の方向性は評価することができているというところになります。以下 3 点は第 2 期計画の主な成果を記載しております。確かな学力の向上と、またいじめ対策強化と不登校の子どもや保護者への支援。そして生涯学習の機会の充実と生涯スポーツの充実について挙げております。

そしてその下、その一方で今後より一層推進すべき施策が存在しているというところで 11 ページにありますが、今後の主な課題ということで 4 点挙げております。

まず確かな学力の向上というところで、ICT 機器を活用しながら対話、そして深い学びのための授業改善を進める必要があるということ。

2 点目、家庭の教育力の向上ということで、不登校や問題行動等には家庭の教育力が関わっていることにより、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを実施する必要があるという点。

3 点目ですが、青少年の健全育成ということで、地域の教育力を向上させるために次代の地域の担い手の育成において施策を幅広く展開する必要があること。

最後 4 点目、生涯学習の充実と生涯スポーツの振興という面で、人生 100 年時代の到来において、多様な学びの場や機会を提供する必要があること。国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会といった取り組みを進め、見るスポーツの機会の充実を図る必要があります。

そういった中で第 3 期計画におきましては、基本的な考え方は第 2 期計画を踏襲して新たな教育的課題に対応するための施策を本計画に盛り込むこととしております。

めくっていただいて 12 ページ、第 3 章としまして、計画の基本理念、施策の基本的な方向でございます。1「基本理念」につきましては、教育大綱または第 2 期計画の基本理念を継承しております。「愛と輝きのある教育のまち・野洲」ということで「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり」になります。こちらでは本市は多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くまちづくりを目指しています。

人生 100 年時代と言われる社会において、まず一人一人の人権の尊重があり、その上で様々な市民がつながり、協働することによってまちづくりの輪を広げていけることが大切である。そのために子どもも大人も自分を大事にする心を育み、学び続け、たくましく生きる力をつけることが大切です。そして、共につながり、助け合い、野洲を誇れるひとづくりとまちづくりを進め、「愛と輝きのある教育のまち・野洲」の実現を目指します。

2「施策の基本的な方向」ということで 3 つございます。まず 1 点目ですが、基本目標の位置づけということで、「子どもの『生き抜く力』を育てます。学校教育を中心として」というところで、子どもたちの発達段階に応じて、豊かな情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性や自己有用感等を育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力、健康保持増進の基礎となる力を培うことが必要です。そして、子どもの生き抜く力を育てるために、学校・園や地域等が協働で野洲の特色ある教育を推進していくということでございます。

2 点目の基本目標 2 ということで、「子どもの『育ち』を支援します。学校・家庭・地域が一体となって」、子どもの健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・園、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの責任と役割について主体的に取り組みながら一体となって子どもたちが安心して学べる教育環境を整えていくということでございます。

また、家庭の教育力の向上ということで、地域のつながりの変容や家庭環境の変化が進む中、子どもたちの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支えるために保護者としての学びの機会や交流の場づくりを進めます。こちらを今回追加しております。そして、その下になりますが、地域の教育力の向上ということで、幅広く地域と学校との連携による取り組みが充実するよう、組織的で継続可能な体制づくりを進め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。こちらにつきましても今回追加をしております。

そして 14 ページ、3 点目になりますが、基本目標 3「だれでもどこでも学び合えるまちをつくります。誰もが生涯にわたって成長し心豊かに」ということで、全ての人に参加しやすく生きがいを感じられるような生涯学習、生涯スポーツの環境整備の提供をすることで社会に貢献する人材育成の仕組みを構築します。また、今回追加をしている部分になりますが、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に活かされ、学びの好循環がうまれるまち、誰もが生涯にわたって成長し心豊かに過ごせるまちづくりを進めます。こちらにつきましては、総合計画にもうたわれておりまして、追加をさせていただいております。

続きまして 15 ページになりますが、こちらは、学校・園、家庭、地域、行政が連携・協働により計画を推進するための持続可能な仕組みを構築していきますというところなんです。先ほどの基本目標 3 つの柱がございます。その 3 つの柱を背景としまして、学校・園、家庭、地域がそれぞれ連携・協働し、また行政も関わった中で計画を推進していくというものです。

続きまして 16 ページ、3 施策の体系でございます。こちらにつきましては、前期計画と変更はございません。

17、18 ページにつきましては、それぞれの目標に、各施策を位置づけております。こちら各施策についての取り組むべきことを挙げさせていただいております。

以上が序章から第 3 章までになります。こちらの中でご質問をいただければと思います。
【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました協議事項 1、そのうち序章から 3 章までについて、ご質問等がありましたらお願いします。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 まず、中身に入る前提として確認をさせていただきます。昨年 9 月 30 日に開催された総合教育会議で、この教育振興基本計画と教育委員会が所管する事務の市長部局への移管について、当時の市長と議論をさせていただきました。昨年 9 月の時点では、教育大綱と教育振興基本計画、野洲市総合計画の改定、それに加えて事務移管作業が同時に進んでいたわけです。その後、市長さんがお代わりになって教育大綱については前市長の意向を概ね引き継ぐ形で策定され、また総合計画も令和 2 年度末に策定がされました。しかし、教育振興基本計画と事務の市長部局への移管は遅れ、2 つとも来年にずれ込むと。事務移管については来年の当初ですが、教育振興基本計画については前回の委員会で来年 1 月に公表というスケジュールに変更になったと聞いています。

議論のポイントですが、まず教育大綱は市長が策定するものです。大綱には今日いただいた資料にもあるように、施策がぶら下がっています。文化は文化、スポーツはスポーツの計画があり、それらの計画は市の総合計画の下に位置づけられているわけです。今回、その総合計画が改正されたわけです。しかしスポーツや文化、生涯学習は、教育振興基本計画の中に入っています。来年度の当初には、教育委員会の関係機関が市長部局に移管されることが想定されています。この教育振興基本計画とスポーツや文化、生涯学習計画との関係はどうかです。

教育振興基本計画の中にそれらが入っていると、誰がその計画を PDCA サイクルで進行管理するのかということになるわけです。

私が聞きたいのは、来年度当初に、文化やスポーツ、生涯学習の担当課が市長部局に移管されると同時にこの計画を公表するわけです。そのとき市民は戸惑うのではないかと

う気がします。そのときにどういう説明をするのかを1点、お聞きしたいと思います。

また、教育振興基本計画策定委員会が3回開かれて今回の案が出てきているのですが、教育委員会が所管する事務の市長部局への移管と改定する教育振興基本計画の関係について議論があったのかどうか、そこを確認したいと思うのです。

そもそも策定委員会に、事務移管の計画があり、その作業が進んでいることを説明されたのかどうか併せて聞きたいと思います。

その中でこの事務移管の話が施策16とか51ページの資料の中に唐突に出てきます。この事務移管が第2期計画を総括して、文化やスポーツ、生涯学習を市長部局に移管して一元的に所管するほうがいいのだという話なら筋は通っていますが、先ほど説明された第2期の成果や課題に一言も出てきていません。その総括もなければ方向性、課題も示されていない。なのに「施策の展開」に唐突に事務移管が出てくる。それも施策16の総合教育会議です。総合教育会議に出てくるのです。そこがよく分からない。つまり教育委員会にとって事務移管の必要性は極めて薄弱なのではないか。必要性があるから移管しますというのなら分かりますが、その辺りがどうなのかなと思います。スポーツや文化が市長部局に移るとするのは、教育振興基本計画の改定にとって大きな変更点であり、影響があるはずですが。そんなことは全くなかったかのように前期計画をそのまま踏襲していると。教育委員会から見て移管の必要性は薄弱なのじゃないかと、そのように思うのですが、これに対する見解をまず前提的な話ですが、お聞きしたいと思います。

【西村教育長】 北脇次長、どうですか。

【北脇教育部次長】 ありがとうございます。まず、昨年9月30日のところの教育会議で、事務移管について、委員お聞きのとおり、まずこの計画書の中でも51ページにも書いておりますし、26ページに施策の中でも事務移管の計画について、教育委員会の中でも学校現場でできるだけ学校に特化した事務を進める流れの中で、文化、スポーツについては市長部局に移管するという方向性はしっかり進んでおりますし、よければ来年度からその方向でいきたいと思います。当然関連する条例についても議会のほうで審議されることになると思うんですが、そこで問題になるのは委員ご指摘のとおり、その計画の中身、そのまま良いのかということかと思うんですけれども、今回、総合計画につきましても、総合計画を基にしている計画が何かというところで示されているのが、やはり文化、スポーツについて。生涯学習はそのまま残りますけれども、スポーツ、文化芸術の推進というところで総合計画について、その中身も当然この計画に、具体的な施策として反映させていただきます。

この根拠は何かというと、それも引き継げるかどうかということもあるんですが、まず上位計画でございますので、総合計画にのっとりこの計画を策定させていただいているというのがございます。総合計画の中でこういった計画を基に総合計画も固まっているというところになるかと思っております。ただ、事務移管につきましても総合計画の中で議論されたか、また、委員ご指摘の策定委員会での事務移管も含めて議論されたかと言われると、ちょっとそこは欠けている部分がございます。これは正直なところで詳細な説明をした中で議論というところはございませんでした。

この計画自体は確かに来年度から移管後をどうするのかということになると思うんですが、たちまち今年度につきましても移管前ということでございますのと、本計画の中身でいいますと、人権施策なりは所管が総務部になっているところも現実には人権教育も載せて

いますし、文化・スポーツが市長部局に変わるという面もございますが、教育の中身の生涯学習という関連では、この計画で扱っておいても特に大きな問題はないのかなと思う部分もございますけれども、ちょっと正確な回答になるか分かりませんが、考えとしては総合計画に一旦、今の教育振興基本計画が入っているのと、後は本年度中に策定しますし、この計画を活かしていくという面では、そのままの形でというふうに思っております。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 2 ページに教育振興基本計画に位置づけがあります。最上位計画は市の総合計画です。その中の教育分野を市長さんがまとめられるのが大綱であって、その下に基本計画を作るということですね。しかし、これは今のようにスポーツも文化も生涯学習も全部教育委員会の所管であればそれはすんなりと理解されます。ところがそれが教育委員会から外れるのです。生涯学習は残るかも分かりませんから言いませんけれども、例えばスポーツ推進計画はフローチャートでは、市の総合計画に直接ぶら下がる計画になると思うのです。この中でいいじゃないかという話ですが、何かちょっと変だなと思います。その議論は少なくともしないと。しかし、策定委員会で全くされなかったということですね。

市長さんが代わられて、事務移管が遅れますと。しかし教育振興基本計画は2年度末にまとめるという方向だったわけです。それならば1年のタイムギャップがあるので、おっしゃるように、その時点ではまだ移管していないから、1年遅れでも移管がされたら、それは計画見直しもすると書いてあるからそうなのかなと理解をしたのですが。ところが計画がほぼ1年遅れ、来年1月に公表と、事務移管とほぼ同じ時期に市民の皆さんに公表するわけです。教育委員会に文化もスポーツも担当する課はないのに計画だけが残っているのは、市民に対してどう説明をされるのかです。そこは策定委員会も十分議論してこの案を作られたのか、確認の意味で聞いています。

これ以上この話をして、ここで決まる話ではないと思うのですが、ちょっと私の意見をもう一度そしゃくしてもらえないでしょうか。個々の意見もありますが、それは後でまたお聞きします。

以上です。

【西村教育長】 今のでよろしいですか。

【北脇教育部次長】 委員おっしゃっていただいた中間見直し、今の計画自体をまた見直す時期がございます。本計画自体の施行が、おっしゃるとおりほぼ1年遅れる形にはなってしまったんですけれども、一応、確定月といたしますのは移管前に間違いないので、私としては将来的に見直しが必要となりますが、問題はないのかなという考えもあるんですけれども、ただ、施行しながら移管によって支障が出る場所等がございましたら当然見直しをかけていく必要がございますので、そういったことで対応していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 私の意見は言いましたので、今日は協議の場ですので、そこはちょっと検討していただきたいと思うのです。

【西村教育長】 それでは、この件はこれで終わりたいと思います。

それでは、先ほどの議案審議のほうに戻りたいと思います。議案第43号、野洲市通

園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則等の一部を改正する規則についての補足説明を。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 お時間いただきまして申し訳ございません。議案書 2 ページの部分で、瀬古委員がおっしゃっていた教育長の印、これはなくしていく方向じゃないのかというご質問だったと思います。確認をしましたところ、脱はんこの流れというのは、申請をされる方、申請をされるほうについてははんこをなくしていくということなのですが、許認可を出すほう、この場合でいうと教育長が出すわけですが、そういう場合については公印をそのまま残すということです。これはこのとおりでということでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 この議案でいくと、そのまま残すのではなくて元々ないのです。現行に公印はないのです。教育長の公印を押すほうに変えるのです。そのままではないので、逆の流れではないかと思うのです。そうすると今のこの状態は間違いだということになるのですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 なかなか答えにくい部分ではあるんですが…

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 吉川です。

本来ですと、ここに元々、印というのがないことに、記されていないといけないものが逆に抜けていたということで、本来の形に様式を正すという意味合いで、この分だけに限ってはそういう意味合いでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。そう理解しておきます。

【西村教育長】 ほかに、議案第 43 号につきましてご質問等はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 43 号野洲市通園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則等の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 43 号は可決されました。

すみません。協議事項の途中でしたので、教育振興基本計画の第 4 章以降についての続きですね。説明をお願いします。

【北脇教育部次長】 第 4 章以降第 5 章までをご説明させていただきたいと思います。ページでいきますと 19 ページからになります。第 4 章、「策の展開」ということで、目標 1、「豊かな心と健やかな体の育成」ということで施策 1「基本的な生活習慣の形成と社会性の育成」ということで、一応、主たる担当課は学校教育課となっております。施策のご説明をさせていただきますと、その施策についてまず 2 番目になりますけれども、社会性の育成を目指す体験活動やキャリア教育、地域貢献活動など学校と地域の主体的な取り組みへの支援を行っていくということでございます。3つ挙げております。

施策 2 につきまして、「食育の推進」ということでこちらは学校教育課と学校給食センターということになります。施策につきましては 5 点挙げておりまして、特に今回追加をさせていただいたのが 4 番目の食物アレルギーの対応のことでございます、食物アレルギー

ギー対応の実施に当たっては、食物アレルギーを持つ子どもの保護者、学校、給食センターが情報共有を行い、綿密に連携する体制づくりをいうこととさせていただきます。

めくっていただきまして 20 ページでございます。施策 3「体力向上への取り組みの推進」でございます。施策 3 といたしましては、学校教育課、生スポ。こちらにつきましては、4 点を具体的に施策を挙げております。前文になりますけれども、運動する子どもとそうでない子ども二極化が見られることから、運動・スポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動等を通して将来にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるということを挙げております。

施策 4 につきましては、主たる担当課は学校教育課でございます。施策が 4 つございまして、そのうち 2 と 3 につきまして追加をしております。2 番目につきましては、いじめや問題行動等を未然に防止するため、業務の精選を図り、子どもと向き合える時間を確保し、普段から子どもたちとの関係づくりに努める。また、3 番目ですが、学校内外のパトロールや相談体制の充実に向けてオアシス相談員を配置します。こちらにつきましては、第 2 期計画の課題から必要な施策ということとです。

21 ページ目、施策 5「不登校の子どもや保護者への支援」ということで、主たる担当課は学校教育課、ふれ相となっております。こちらは施策が 5 点出ておりまして、そのうち 3 番目と 5 番目を追加しています。3 番目ですけれども、家庭訪問型学習支援事業を活用し、支援員の家庭訪問によって不登校児童生徒や保護者の支援に努めます。5 番目ですけれども、地域学校協働活動の中において、不登校予防の観点で取り組みを進め、行き渋りや保健室登校等の予防的対策を進めます。

同ページの目標 2「確かな学力の育成」でございます。施策 6「新しい教育内容への支援と確かな学力の向上」ということで 5 点挙げております。そのうち 4 番目を追加しております。4 番目として ICT を活用した授業に積極的に取り組み、プログラミング学習等のこれからの時代に即した取り組みの充実を図る。また、新型コロナウイルス感染症等への対応として、学校の臨時休業にも対応できるよう、オンライン授業を進めるものでございます。

施策 7 としまして、「教職員の指導力の向上」で 4 点挙げております。その中で 4 番目を追加しております。様々な教育課題に組織的に対応できるよう、コミュニケーション力や連携力、リーダーシップ力などの強化に努める。

施策 8 としまして、「道徳教育の推進」でございます。道徳教育において児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心等の道徳性を育むことが必要というところです。

施策 9「人権教育の推進」ということで、3 点挙げております。そのうち 3 番目を追加してございまして、子どもが日常的に人権感覚を確立していくために、指導力の向上を図っていくことや実践等を通して教職員自身の人権感覚を高めることととしています。

施策 10 としまして、「特別支援教育の推進」で 3 点挙げております。この中で前文になりますが、子どもたちの一人一人の特性に応じたきめ細かな教育を行うことは、特別な教育支援を必要とする子どもたちへの教育にとどまらず、全ての児童生徒の教育活動の充実につながることから、インクルーシブ教育システムの構築を進める必要があるということとで施策として挙げております。それぞれの関連の部分につきましては、前期計画を踏襲しております。

24 ページ目、施策 11「子どもの読書活動の推進」でございます。こちら 3 点ござい

ます。前文ですが、子どもたちが自発的に読書活動を行う意欲を高め、豊かな心を育むことが出来るよう、家庭、学校、図書館が連携して読書活動を促進することが必要です。

続きまして目標 3、「特色ある学校経営」としまして、施策 12「創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進」でございます。こちらは 5 点挙げておりまして、3 番目と 4 番目が追加もしくは拡大をしております。まず 3 番目ですが、学校運営協議会を通じて地域の人々の生き方に学び、地域での体験学習等を進めます。4 番目につきましては、学校応援団事業から地域学校協働活動に、さらには PDCA サイクルを基本とするコミュニティスクールへ展開を進めるとともに、子どもたちが、地域においては地域でのボランティア活動等に主体的に参加する場を大切にします。

続きまして 25 ページ、施策 13「幼保一元化の推進」でございます。主たる担当課はこども課、学校教育課になります。こちらは 5 点ございまして、3 番目ですが、計画的なインフラ整備とともに処遇改善を初めとする労働環境の改善を図り、教育・保育の担い手不足の解消に取り組むというところでございます。

続きまして施策 14、「地域とともに歩む学校・園づくり」。こちらは丸々新しく追加をするものでございます。コミュニティスクール、学校運営協議会制度の導入を目指してのものでございまして、生スポで新たに担当を設けて今年度から導入を進めています。前文になりますけれども、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を実現していく新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、子どもたちが次世代の地域の担い手となるために必要な資質、能力を育む社会に開かれた教育活動の実現に向けて、双方の連携・協働の下、学校づくりと地域づくりを一体となって子どもたちの成長を支えていくために、地域と共に歩む学校・園づくりを充実化していきたいと。その中で 5 点挙げさせていただいて、この部分を今後 5 年間で作っていくということにしております。

26 ページ、施策 15 としまして、「教育の振興と教育施策の点検・評価」という取り組みでございます。第 2 期計画におきましては、教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興ともう一つ、開かれた教育委員会を目指して、教育施策の点検評価と情報の発信ということで、第 2 期計画では 2 つの施策に分かれていたんですが、今回は統合して施策 15、「教育の振興と教育施策の点検・評価」ということで施策の展開をさせていただきます。

主たる担当課は、教育総務課、学校教育課、こども課です。あと、5 点挙げさせていただいており、5 番目につきましては追加をしていますが、他の 4 点は前期計画を引き継ぎ、追加につきましては、教育委員会事務局だけでなく、学校・園における行事・事業の情報発信の充実を図るということでございます。

続きまして施策 16、「教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催」ということで、主たる担当課は教育総務課。先ほど申しあげました事務移管について反映しています。教育行政について市長部局への一部事務移管により、意思決定の迅速化を図るとともに、学校および就学前教育等に専念できる環境を構築します。

続きまして目標 4「子育て・子育て支援の充実」でございます。施策 17「子どもの居場所づくりの推進」ということで、主たる担当課はこども課、生涯学習スポーツ課です。こちらは 2 点挙げさせていただいており、1 番目につきましては、前期の課題について施策を取り組んでいます。学童保育所では計画的な施設整備等を図り、待機児童ゼロと安心して預けられる施設として、安定した持続ある運営を進めるものです。

続きまして施策 18、「家庭・地域の教育力の向上に向けた取り組みの推進」としまして、

主たる担当課は学校教育課、生涯学習スポーツ課です。こちらは 6 点挙げておりまして、施策の追加したものについては 5 番目です。児童虐待の未然防止、早期発見・対応に向けて、地域の関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図る。また、困難を抱える子どもや家庭についても早期に発見し、適切な対応が取れるよう体制の充実を図ることとございます。

続きまして 28 ページ目、目標 5「青少年の健全育成」ということで、施策 19「青少年の健全育成運動の推進」として主たる担当課は生涯学習スポーツ課となります。こちらにつきましては 3 点挙げており、それぞれ総合計画から抜き出し等をし、拡充をしています。

目標 6、「安全・安心な教育環境づくり」ということで、施策 20「学校施設の適正な維持管理の推進」ということで、主たる担当課は教育総務課と学校教育課としております。3 点挙げておりまして、追加は 3 番目とございます。新型コロナウイルス感染症の感染対策として新しい生活様式が求められており、教育活動の継続に必要な環境整備を進めます。

施策 21、「学校の管理体制の充実と地域と連携した安全安心な環境づくり」ということで、担当課は学校教育課となっています。こちらは 4 点挙げておりまして、追加としては 4 番目になります。学校運営協議会を通じて子どもたちの登下校等、地域生活の見守り活動（スクールガード）などが対象となっていますが、活動のシステムを構築するということとございます。

続きまして目標 7「生涯にわたる主体的な学習の支援」ということで、施策 22「人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり」として、主たる担当課は人権施策推進課となっております。こちらは 3 点挙げておりまして、そのうち 2 番目と 3 番目につきましては、総合計画に鑑み追記をしております。2 番目について、家庭、地域、職場等における意識啓発の推進や企業訪問を通じた相談支援体制の充実を図るなど、家庭、地域、企業における男女平等等の意識づくりに取り組み、男女共同参画社会を推進しますということ。また、3 番目につきましては、国際理解教育の推進、多文化理解を促進し、多文化共生の地域づくりを推進するということとなります。

30 ページ、施策 23「生涯学習機会の充実」ということで、主たる担当課につきましては、生涯学習スポーツ課とございます。こちらは 5 点挙げており、このうち追加は 1 番目とございます。生涯学習カレッジや出前講座等の研修の充実とございます。

施策 24、「生涯学習社会への環境整備」ということで 4 点挙げており、その中で 3 番目、4 番目につきましては、総合計画の中から反映をさせていただいております。社会教育団体への支援と担い手の育成、また活動しやすい環境の整備に取り組みます。

施策 25、「図書館の充実」につきまして、6 点挙げさせていただいております。前文になりますが、図書館については、市民の学習する権利、知る権利、読書の自由を保障する機関であり、必要な資料と情報を市民に提供することを基本的な目的としていることで、施策を推進しているところとございます。

施策 26、「社会教育・社会体育施設の整備」につきましては、主たる担当課は生涯学習スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進室、スポーツ施設管理室です。こちらは 2 点挙げさせていただいております、2 番目を追加しております。公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ることとしています。

目標 8、「生涯スポーツの振興」としまして、施策 27「生涯スポーツの充実」でございます。主たる担当課は生涯学習スポーツ課、スポーツ施設管理室です。5 点挙げさせてい

ただいており、追加としましては、部分的ではありますが、3 番目の途中の「市立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で体育スポーツ活動等に開放し、市民の心身の健全な発達を図る」というところでございます。

施策 28、「競技スポーツの推進」ということで、主たる担当課は生涯学習スポーツ課、スポーツ施設管理室、国スポ・障スポ大会推進室です。特に 4 番目ですが、今回第 79 回国民スポーツ大会、また第 24 回全国障害者スポーツ大会が令和 7 年度に開催されます。スポーツに興味を持ってもらうというところで、見るスポーツの機会の充実に努めるというところであります。

続きまして目標 9、「文化・歴史資源の継承と活用」ということで、施策 29「文化財の保護と活用」になります。こちらは 7 点挙げさせていただいておりますが、特に 5 番目を追加しております。前期の課題と総合計画を反映しております。史跡の整備を推進し、地域とともに史跡の保存管理、活用に取り組み、観光分野とも連携を実施します。

施策 30、「地域の歴史と文化の継承」というところで、4 点挙げております。特に 4 点目ですが、地域に点在する史跡や文化財を活用した調査や成果講演会を開催し、地域の文化財愛護意識の高揚に努めます。

続きまして施策 31、「博物館・図書館等を活用した学習活動の推進」ということで、主たる担当課は歴史民俗博物館長と図書館です。2 点挙げさせていただいております、2 番目を追記しております。第 2 期の課題を反映しているものでございます。

市民の生涯学習のニーズを受け止め、取り組みを工夫するとともに広報活動を幅広く進め、参加者層の拡大を図ります。

最後に施策 32、「文化芸術活動への支援」ということで、主たる担当課は生涯学習スポーツ課です。5 点挙げさせていただいております、前文になりますが、文化芸術につきましては鑑賞・創作の両面から市民が気軽に芸術に親しめる機会の提供や環境整備が必要です。

続きまして 35 ページ、第 5 章「点検・評価の計画的な実施と周知」ということで、教育施策を効果的に実施していくには、計画の進捗状況を点検評価し、その結果を改善に反映していくことが必要ですというところで、PDCA サイクルにより改善方法を明らかにしていく。その結果を施策の展開に反映させながら効果的かつ継続的な推進を図ります。現在も事後評価をしていますが、それと合わせてしていく形にしております。あと担当部局と横断的に推進を図り、緊密に連携して効果的な取り組みを進めていくものでございます。

以上になります。

【西村教育長】 ただ今説明がありました第 4 章、第 5 章について、ご質問等がございましたらお願いします。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 第 3 章のときにも挙げられていたんですけども、学力とか読書の量とか不登校、行きしぶりなどが課題が多いとか、現在では教員の働き方というのも課題に挙がっている中で、第 4 章での説明いただいた中でも感じたんですが、学校とか園とか行政とか、もちろんその方々はすごくお力をいただいて、子どもたちを支えていただいているんですが、どうしてもその次の家庭と地域というのがこれから不可欠にはなってくると思います。ただ、その一番、多分これから力をいただきたい家庭とか地域というのをどういった形でこれからもっともっと手を差し伸べていただっていく方向で考えていらっしゃるのかというのが一つで、今現在、学校応援団とか地域学校共同活動、ゆくゆくは先ほど

もおっしゃっていたコミュニティスクールというのが、ここが担う方向で、その中に学校、家庭とか地域という方々の存在を生かしていくおつもりなんですか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 ありがとうございます。今期の教育振興基本計画の大きな変化というのは、今委員がおっしゃったように、地域と学校が連携するということにして、新たに加わったということなんです。本当に学校だけで何ができるのかと。学校だけで解決できるという時代ではなくなってきましたので、やっぱり地域のお力も借りながら、今までは学校のことは学校で、地域のことは地域で、家庭のことは家庭でということでしたが、それを社会総繋がりでいろいろな子どもたちの問題を解決していこうということで、今後はコミュニティスクールに向けていろいろな動き、あるいはシステムを作っていくということでございます。

以上です。

【西村教育長】 南出委員、どうですか。

【南出委員】 ありがとうございます。私の子どもがお世話になっている学区も学校応援団ですとか、今は地域学校協働活動、コミュニティスクールに向けて動きかけをしていただいているんですけども、どうしても同じメンバーで動いていただいているというのが実情だと思います。保護者も同じメンバーがずっと継続してやっているというのが現状なので、もっと本当に学区だけじゃなくて市の地域とか家庭の保護者の方々がもう巻き込んで動いていかなければ、これから継続できないんじゃないかなと思っているんで、そういう形になるように私もお協力させていただくのでよろしく願いいたします。

【西村教育長】 井上次長、よろしいですか。

【井上教育部次長】 おっしゃるとおりで、これからは例えば PTA という組織も今はありますが、これもだんだん変革していく時期だと言われておりますし、目的的に保護者の方が集まって、このことについては協力できるというような形で学校を支えていただく。あるいは学校を核にしたまちづくりということもこのコミュニティスクールでは言われておりますし、地域の方が学校を助けるだけではなくて、学校が地域にどういう貢献をしていくのか相互に有用な関係性も問われておりますので、仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

以上です。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにこの第 4 章、第 5 章に関わりまして、ご質問等はありませんか。

立入委員、どうぞ。

【立入委員】 26 ページの子どもの居場所づくりの推進というところですけども、特に特別な支援対象児に対しての放課後デイサービスというのは民間の力を利用してこれから進んでいくと思うんですけども、今までは一般のいわゆる定型発達児の子どもさんも支援の必要な子どもさんも一緒に学童で見るといような状態だったと思うんです。これからより細やかな、その子その子に応じたデイサービスが必要になってくると思うんですけども、その辺はどのように進展していくのかということ、また、織り込んでいただくとか分かりやすいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 近年この放課後の子どもの居場所づくりということは非常にニー

ズが高く、保護者の方も働いておられる方が多いですので、そういう形で支援が必要だというお子さんにとって、どういう支援ができる放課後デイサービスを選ぶのかということで、今はいろんな選択肢が増えてきております。例えば英語教育に特化した放課後デイサービスもありまして、そういうところに少々お金を払ってでも子どもを預けるという保護者の方もおられますし、とにかく放課後は楽しく遊んでほしいという保護者のニーズを捉えてやっておられる事業者もございまして、本当にいろんな選択肢が増えてきている状況の中で、子どもの居場所づくりをどうしていくのかということについては、先ほどからお話させてもらっているようなコミュニティスクールの流れの中でも考えていかなければならないことだと考えております。

以上です。

【西村教育長】 立入委員、よろしいですか。

ほかにどうですか。4章、5章に関わりまして。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 幾つか意見を申し上げたいと思います。1つ目は、法律によって首長、市長さんが総合教育会議で教育委員と協議をして教育大綱を定めるとなっています。ですので1ページの計画の位置づけのところで、「総合教育会議で決定された教育大綱」という表現は間違っていると思います。あくまでも教育大綱を策定するのは市長で、総合教育会議に決定権はないのです。ですからこの決定というのを見直すかもしくは第2次野洲市総合計画や教育大綱を踏まえると上位計画として書いてしまうか。いずれにしても「総合教育会議で決定された教育大綱」という表現はおかしいと思います。

それから、第1章の野洲市の教育を巡る状況のところで、コロナ禍に翻弄された学校現場の状況についての記述が全くありません。やはりそれを書かないと施策の展開でそれに対する対策は出てこないはずで、問題意識をもっていないと。ですから状況のところで書き、なおかつ総括で書くのか分かりませんが、いずれにしても第2期計画の終わりの時期に大きな試練を今受けているのですから、その状況をしっかり書いて、そのうえでコロナ対策にどう立ち向かうのかを力強くその施策の中で記述してほしいと思います。

3つ目は、教育大綱に基本目標が3つあって、3つ目の基本目標で、「だれでもどこでも学び合えるまちをつくりまします」と。これは栢木市長さんが特に3つ目の「文化・歴史資源の継承と活用」を強調しておられるのですね。しかし14ページの基本目標の3に、生涯学習のことは多々記述してあるのですが、この「文化・歴史資源の継承と活用」に関して全く記述がないのです。ここはやはり市長さんも強調しておられるのですから、そこは書かないとまずいのではないかと私は思います。

それから細かい話ですが、5ページの「健康な生活の状況」の一番最後に、「早寝早起き朝ごはん運動の定着を目指します」と。「目指します」で終わるのも、ここは状況ですから施策で目指すので、そこはちょっと表現を改めてほしいと思います。

以上です。ご見解をお願いします。

【西村教育長】 今の4点について、北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 ありがとうございます。まず教育大綱の表現でございます。委員おっしゃるとおり教育大綱につきましては、市長が大綱を定めるということになっていきます。その辺はちょっと表現を改めさせていただきたいと思います。ですので、総合教育会議としては協議をするということになっておりますので、表現を改めさせていただきます。

それと、状況の中でもコロナのさまざまな方面での影響につきましても、おっしゃられるとおり、それぞれの影響を含めていきたいと思います。

それと目標 3 につきまして、スポーツは扱っていますけれども、文化、歴史についても追記させていただきたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 もう 1 点、5 ページの「目指します」というところは。

【北脇教育部次長】 すみません。そちらも表現のほうを改めまして考えさせていただきたいと思います。

【西村教育長】 以上 4 点ですね。瀬古委員、よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。全て含めて序章から最後まで、関わってよろしいですか。

ないようでしたら、最後資料編。

【北脇教育部次長】 すみません。資料編残っておりますが、こちらにつきましては、第 2 期計画の振り返りになるような形にはなってしまうんですけども、主な取り組みの成果と今後の課題ということで 2 点挙げております。これにつきましては、できましたら、また見ていただければと思うんですけども、ただ、先ほど説明をさせていただいております主なものとしましては、10 ページ、11 ページで挙げております。申し訳ございません。振り返りということで主な成果、課題につきましては、この課題をとらまえて今回の施策に反映しています。できましたらご確認いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【西村教育長】 今ありました資料編について、気になることとかありましたらお願いします。よろしいですか。

では、ないようでしたら次に移りたいと思います。日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①令和 2 年度守山野洲少年センター事業・活動報告について、事務局より説明をお願いします。

福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 皆さん、こんにちは。守山野洲少年センター所長の福井でございます。どうぞよろしくをお願いします。今年度 2 年目となりました。

本年度に入り、なお続く新型コロナウイルスの感染拡大、社会情勢やそれに伴う対応をしっかりと鑑みながら現在、令和 3 年度守山野洲少年センター活動方針に沿って少年センター活動を推進しているところでございます。

それでは、まず資料にのっとりまして昨年度の事業・活動状況報告を簡単にさせていただいて、その後それを踏まえての今の取り組みについてご説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、資料の 2 ページをご覧ください。昨年度の相談活動についてでございます。一昨年より減少しましたが、当センターは県内でも有数の相談件数の多さがあります。これはいいことで、それだけ認知され活用されているという証だと考えています。延べですが、昨年度は 1,177 件の相談。これは人ではなくて件数でございます。相談者の実人数は 72 名、内あすくるの少年たちは 23 名と過去でも一番多いぐらいの人数になりました。内訳は中高生が 71%、その上の有職の少年が 18%、それからその他学生と小学生が 5.5%ということで、一応扱うというとおかしいですが、対象の少年は中学生から青年までと、二十歳までということになります。保護者に関しては小学生の保護者もちろん受け入れて

います。とはいうもののまだちょっと先が見えないなという子については、二十歳を超えてまだ通所している子もあります。その理由は後で申し上げます。

相談件数は一昨年度より昨年度は減少したのですが、それはもうご承知のとおり 4 月、5 月の学校休校で、学校や関係機関へ出向いてこちらに相談するということがなかったということで、そのことが減っていることと、また現在の数は各学校が落ち着いて学校生活が比較的安定していることも大きいのかなと考えます。

続いて 3 ページ、4 ページでございます。内容別件数です。その特徴は学校・学業と不登校に関する相談が多く、全体の約半分 50%を占めます。それぞれの相談年齢の占める割合も増加の傾向を示しています。また、相談は本人や家族だけでなく、少年と関わる学校や関係機関からも多く受けます。昨年度は学校訪問をした翌日に親子で来所をされるというふうなケースもありました。少年たちの困り事は一つではなく、相談は最初は学校のことで来所をした子どもが友人のこと、家庭のこと、そして自分自身のことと来所ごとに異なることもよくありますので、相談を進める中で情報を共有して、相談者に良かったと思え前に進めるように心掛けているところでございます。

5 ページです。当センターは少年補導委員会の活動も扱っていますので、センター職員による巡回活動とそれから少年補導委員による巡回活動の両方で、昨年度は年間延べ 453 回、延べ 1,198 人で非行の未然防止や見守りの声掛けを中心に行いました。出会う少年の数は激減しましたが、警察のお話もありまして抑止の効果であるなど啓発の効果等も大きく、少年犯罪や不良行為の減少には大きく寄与できているものと考えます。

次に 6 ページ、7 ページでございます。有害環境浄化活動ですが、有害図書の立ち入り調査については、年間 24 回の調査で各学校の協力も得ながら管内にありますコンビニ書店等 105 店舗で調査しまして、有害情報から青少年を保護するため、県条例に基づいた販売、閲覧、陳列方法の確認しています。どの店舗も概ね正しく陳列、販売をいただいています。最近ではいいことに青少年雑誌を置かない店舗も増えていました。これはいい傾向だと思います。ただ、残念ながら一部の店舗では表示がなく誰でも閲覧できる状態です。資料をお渡しし条例に基づいた陳列、販売をお願いしたところでございます。

また、野洲駅、守山駅にあります白ポストからは大変多くのビデオや DVD を回収しております。回収後は両市の青少年育成市民会議を通じ焼却処分をしています。数的に言いますと、場所のこともありますが、有害なものは守山のほうが多いのかなと思います。野洲からも数は少ないですが、有害なものは回収しております。今後も月 1 回から 2 回活動していきます。

8 ページ目です。無職少年の支援ですが、管内の中学校、高校に加え管外高校も訪問し情報の収集に努め、就労を目指す少年の支援に努めます。ただ、残念なことになかなか就労までは行きつかないということで、就労成果としてはそこまで上がっていないのが現状でございます。なぜかと言いますと、その少年のほとんどがまず外へ出ることが難しい。それから社会生活や日常生活を身に付けることがまず大切だということで、就職を考えたスモールステップによる就労支援を粘り強く行っております。先日も就労したいということで、ちょっと非行のある子なんですけど、自分のほうから言ってきて、そこからハローワークに行くまで大分時間はかかりましたが何とか行きました。面接までこぎ着けたんですが、1 回目の面接を約束したのに相手さんから電話すらなかったと。2 回目は面接までいきましたが落ちました。3 回目もだめでした。今ちょっと意欲をなくしていますが、休憩

をして次の手を考えようかということで、なかなか就労することも大変やということや学
ぶのも社会の勉強でございますので、就労に行きつくまでの途中までしか力をつけられな
いかもかもしれませんが、しっかりとうちのほうで頑張っていきたいと考えております。

なお、13 ページにありますように、守山、野洲を中心に現在 35 の協力企業にお世話に
なっています。1 つ減って 34 になりましたが、中には毎年ご寄付を申し出ているところがありま
して、生徒の心理を図る箱庭セットであるとか、昨年度はタブレット
を 2 台購入させてもらうというありがたい寄付もございました。少年センターだよりのほ
うに紹介させていただいております。

9 ページ、10 ページをご覧ください。広報啓発活動につきまして、年 6 回の少年センタ
ーだよりは守山、野洲の全家庭に配布させていただいております。私の思いでもあります
命が一番大事ということにつきまして意識的に昨年度と今年度も書かせていただきました。
これだけはずっと自分の強い思いでございますので、一人でも多く読んでいただけたらあ
りがたいと、それが目にとまればいいなと思って書かせていただきました。

また、残り 5 回については、ターゲットを学校、中学校や高校に絞って発行してい
ます。それ以外にホームページの掲載や職員による巡回活動、学校や関係団体での講座や
説明。7 月、11 月の県の強化月間に合わせた啓発資材の配布、管内の小学校における薬物
乱用防止教室等を行いました。数はもうちょっと多いんですが、今年度につきましては、
全小学校で、また後程申し上げます。それから 7 中学校で中学校の交流会をしたいと思っ
ています。昨年度は学校行事が休校期間があったことでなかなか厳しかったものですか
ら、野洲市のほうからは中主中学校、守山市からは守山中学校の 2 校で交流会を実施しま
した。

続きまして、不審者地域情報ですが、湖南 5 市の少年センターから情報を共有し情報提
供をしています。昨年度は 82 件、一昨年よりは少し減っておりますが、それだけの不審
者情報がありました。うち管内は 32 件とかなり多いです。治安別では声かけ、盗撮が多
く露出もあるということでございます。

11、12 ページをご覧ください。あすくる守山野洲の支援状況ですが、昨年度は最初に申
し上げました 23 名の少年を支援し、それに応じた支援プログラムを作成し、生活改善、
自分探し、就学支援、就労支援、家庭支援を延べ 578 回行いました。

また、保護者の支援も必要なおうちも多くございますので、保護者の相談もカウンセリ
ング相談の形で多く実施いたしました。昨年度は後ほど紹介させてもらおうと思いますが、
大きな成果も幾つかございました。

当センターでは学校訪問にも重点を置いておりまして、管内の中学校には年間 3 回、管
内高校はもとよりあすくる少年や連携していない少年の在籍校にも必要に応じ 2 回から 3
回の訪問を行い、情報の共有と連携の強化を図り、個々に応じた支援を進めるようにして
います。また、小学生は直接の対象ではありませんが、近年の低年齢化も鑑み管内小学校
にも年 1 回は最低訪問をし、生徒指導上の課題を見だし、進学先の中学校とは情報共有
と連携を行っているところでございます。

表を見ていただくと分かりますが、いわゆるやんちゃな少年が減りまして、非行の未然
防止、不登校、引きこもり、虐待体験のある少年が増えているというところですよ。

13 ページをご覧ください。あすくるを支えてくださる 14 名のサポーターさんによる農
業体験やスポーツ体験も大きな力となりました。

15、16 ページをご覧ください。今年度は少年保護委員の委嘱年になりまして、定員は守

山地区 50 名、野洲地区は 40 名のうち、守山地区は 27 名、野洲地区は 20 名の新任の方になりまして総勢 90 名で活動しています。また、その OB の少年補導サポーターさんにつきましても 15 ページに載せています。昨年度は 16 名の方々にお世話になりました。

なお、少年補導委員の活動説明会を野洲市は 4 月 10 日にこの場所で、守山市は 4 月 4 日に守山市民会館で実施しまして、昨年度実施できなかった総会も、両市長さん、川田守山警察署長さんをお迎えして開催をしたところです。

17 ページをご覧ください。青少年補導委員会の取り組みとして、青少年の地域での現状と課題を共通理解し、健全育成していくために昨年度より、先ほど言いました全中学校補導員、サポーター、センター職員との交流会を実施しているところでございます。

最後に 18 から 21 ページにつきましては、少年補導委員会の野洲、守山地区活動の重点目標と評価を載せています。また後程ご覧いただければと思います。

いろんなことを 1 年間やってきまして、今年はその反省も生かしながら次のキーワードを考えながら今年の活動を進めていくということで、1 つ目は支援、相談、連携です。まず、相談は昨年度のコロナ禍でも、そういうときこそ相談者があるということで対策を十分したうえで継続しました。たくさん相談があり支援もできたと思います。また、もう 1 件は、従来われわれの機関は非行少年が対象ですが、そんなことを言っていたら漏れる子がたくさん出てくると。非行の裏に、あるいは困っている裏には特性があったりとか、家庭環境があったりといろいろありますが、とりあえず不登校であろうと特性であろうと多岐にわたっての青少年に関する問題を受け付けて対処する第一次相談の窓口としての役割の自覚を持つと、所員ともども話をしまして、その中で適切な関係機関と連携、協力しながら問題や内部に適切に解決できるように支援する機関であろうということで頑張っています。近年、複合的な理由で悩みを持つ少年や家族も増えていることから、私どものような機関もそうですが、全ての関係機関が自分のテリトリーだけに対応する姿勢ではなく、積極的に連携し支援する必要があるにあらうかと考えております。

先日もある小学校から生徒指導もなかなか大変なんでしょうが、4 年生でもう対教師暴力があつて大変だということで私のほうに相談がありました。小学生は直接われわれの対象ではないのですが、どうも話を聞いていると、ちょっと特性があったりということをおもいましたので、守山市の例ですが、守山市学校教育課の指導主事と特別支援の担当の方に連絡をして、ちょっと見てやってくれという連絡をしました。その後、中学校ともつながって一歩、二歩と前に進んだということをお聞きしました。私のほうはその日のうちにもう一回学校へ出向いて「電話しましたか」と聞いたら「もうかけてもらいました。前に進みました」ということでスムーズに進みました。われわれはそれがうちの管轄ではないので「そっちはどうですか」で済むと思うんですが、それをすると進みませんので、そういう形の連携を大事にしていこうということをおもっています。

立ち直り支援については、昨年度は成果があつたということで先ほど申し上げましたが、うちは臨床心理士教員、それから支援コーディネーターを中心に全所員で検討して支援をしております。昨年度に問題のあつた中 3 の女子生徒が、しっかり通所して学習することで高校進学を実現しました。今、野洲高校のほうに通っており、学校自体はちょっと大変なんですけど、その波に流されることなく通っています。時々小さな迷惑はかけるのですが、きちんと通っているということで、うちとしても役割を果たせたのかなと。また、その保護者さんのカウンセリングも続けているところで、継続して子どもの様子は見守って

います。

無職少年の支援活動については、先ほど言いましたとおり就労までは困難ですが、とにかく生活習慣が少しでも身につくように、コミュニケーション力が少しでも身につくように、少しでも人間関係が構築できるようにとすることで、そこから進めていって就労まで頑張りたいと考えてございます。

次に、巡回と啓発なんですけど、今年になって少しやっぱり緩んできているということもあって、少年犯罪とか問題行動が今年度になってから増えているようです。やはり、啓発、巡回が必要だと考えますので、今後も抑止効果と声かけなどをしっかりしていきながらセンター職員による1日2回の街頭巡回、少年補導委員さんとセンター職員等による月1、2回の街頭補導を続けていきたいと考えております。環境浄化活動の立ち入り調査、白ポストは継続をいたします。

広報・啓発については、今年は特に小学校、去年は9校しかできなかった薬物乱用防止教室の完全実施を目指します。既に守山と野洲の小学校の校長先生にはお願いをいたしました。最近の子どもたちはたばこというよりは、もう身近に大麻が押し寄せており、6年生の間に危ないものだとか、自分から避けていくような教育をしないと大変なことになると。未成年の大麻に関わるものは昨年度は2倍になったと聞いております。守山と野洲の子からはやっぱりそういう子どもたちを出したくないし、危険にさらしたくないという強い思いから、警察の主催ではありますが、学校にもお願いをしてさせてもらおうということで、去年はコロナもあり少し間が空いたところもあったんですが全部やりたいと思います。同時に学校とつながること。少年補導委員さんとつながること、また学校のほうで頼っていただける一つの支援ができるんじゃないかなと考えております。

併せて中学校との交流会のほうも全校でやって、少年補導委員さんのことを認知してもらいながらその話し合いの中でお互いの考えも少し理解し合って、今後につなげていければと考えております。まず学校と当センターのつながりを強くして、どんな相談でも受けしていくことから始めて、活用してもらえるように努力していきたいと思っております。守山と野洲の両方から税金を頂いて運営していますので、守山、野洲の青少年がしっかりと正しい大人になるように、少しでも力になれるように職員一同今後も努力していきたいと考えてございます。

ちょっと長くなりましたが以上でございます。

【西村教育長】 ありがとうございます。ただ今事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 ありがとうございます。相談内容のところを拝見したときに、中学校との交流会、17ページに挙げていただいているんですけども、そちらのほうに交流内容としてSNSの利用についてというのを挙げていただいているんですけど、やはり昨今はSNSが問題で相談に来るお子さんというのは増えているのでしょうか。教えてください。

【西村教育長】 福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 学校のほうではものすごく増えていますし、そのことでいじめ問題が起こったりということは大分多いと思います。ただ、うちのほうではそこに関する相談というのは少ないのが現状です。

【西村教育長】 どうですか。ほかにご質問等はございませんか。

すみません。私のほうから、9 ページなんですけれども、6 番の不審者情報に関わって、そこに湖南 5 市の少年センターが共有しているというふうに書いていますが、5 市というのは本市を入れるということですか。

【福井守山野洲少年センター所長】 栗東、守山、野洲、甲賀、湖南ですね。大津は入りません。

【西村教育長】 少年センターの数でいっているということですか。

【福井守山野洲少年センター所長】 そうです。

【西村教育長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等はございませんか。

立入委員、どうぞ。

【立入委員】 いつも守山市、野洲市の子どもたちがお世話になりありがとうございます。ちょっと教えていただきたいのですが、11 ページですけれども、6 番の「支援の結果状況」で、支援中止が男子、女子 5 名ずつ計 10 名ございますが、どういう理由で中止になったのかを教えてくださいませんか。

【西村教育長】 福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 中止といいますか、基本的には継続指導なんですけど、もう年齢がきてしまってそこで終わってしまうというのが一つと、それからやっぱり子どもが自主的に通ってくれるというのが原則になりますので、子どものほうが、例えば卒業してもういいということになりますと、無理に来いとはなかなか言えないので、そういう形での中止というのが主な理由です。目標を達成して終わるのが一番理想的なんですけど、そこまでいかなかった場合も継続して支援していく、あるいは中止になっているけども、そのまま動向を見守ったりしているということも多いです。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにごございませんか。

ないようですので、福井所長におかれましてはこの後、別の公務が控えているということでございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

それでは、次に報告事項②、野洲市修学旅行の中止に係る補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 今年度のコロナ対策の地方創生交付金を活用させていただきまして、野洲市の小中学校の修学旅行の中止に係るキャンセル料の補助ということで、交付要綱を定めて交付させていただく次第でございます。市内の小中学校、野洲北中学校はもうすでに修学旅行を終えているんですが、残りの 8 校につきましては、大体、秋に修学旅行を延期しておりますので、このキャンセル料につきましては、21 日前までのキャンセルについて、それぞれの学校と旅行会社で契約をしているキャンセル料を補助するものでございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 簡単なことですがお聞きします。この要綱の令和 2 年度の要綱との変更点があれば教えてほしいのと、第 3 条で、その他市長が必要と認める経費が補助対象になっているのですが、市長が必要と認める経費はどういったものが想定されるのかお聞きし

ます。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 昨年度の交付要綱と大きな変更点はないと思っております。

それから 2 点目のその他、市長が必要と認める経費ということで、主にキャンセル料の補助ということを想定しておりまして、特にこれに、どういうものを想定しているかということは、今のところはないです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 想定がないが書いたということですね。令和 2 年度の要綱にもこれは書いてあったのです。特に市長が必要と認める経費は、実際には支出しなかったという理解でよろしいですね。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 分かりません。ちょっと確認をさせていただきます。

【西村教育長】 では、それ以外でご質問等はございませんか。よろしいですか。この件は飛ばして次に行きたいと思います。

報告事項③、野洲市立学校徴収金取扱要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 この報告事項③それから④、⑤、⑥、⑦というふうにはこれはずっと続きますが、内容につきましては、署名捺印の関係でございます。まず、報告事項の③、学校教職員の取扱要綱についてご説明させていただきます。29 ページをご覧ください。これは元々、それぞれの学校で学級あるいは学年の会計を担当している者が、そのまま保護者から預かった現金をどうしても学校の中で保管しなければならないときに、学校長に対してこれを申請するというもので、申請をして、学校長がここに印を押して承認することなんです。めくっていただいて 30 ページに公印というのが載っております。これは同じ学校の中だけで完結している申請書ですので、印を取るということです。

以上です。

【西村教育長】 それでは、報告事項③につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 この様式については今のご説明でよく分かりました。基本、学校が保護者等から預かったお金というのは金融機関等に入れるべきだと考えますので、こういう特例の場合がぴんときません。そのようなケースは実際にありますか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 委員のおっしゃられるとおりで、本来はすぐにその受け取った者じゃなくても、事務職員等々がすぐに銀行に預けるというのが基本なんです。例えば夕方方に持ってこられる保護者の方もございますので、金融機関が閉まってからどうしてもというケースはございます。

以上です。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 では、ほかにごございませんか。

ないようですので次に移ります。報告事項④、野洲市修学奨励助成金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

【井上教育部次長】 資料の 31 から 39 ページをご覧ください。これは、全庁的な取り組みとしまして、申請者の方の捺印をなくしていこうということなのですが、最近いろいろとデータで出される方もおられますので、もし申請者のところに自分で署名される場合は印鑑はいらない。もしそれがデータでの提出の場合はハンコをいただくという意味でございます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に行きます。報告事項⑤、野洲市大学等修学奨励金給付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 資料 41 ページと 42 ページに先ほどと同じ理由で署名または記名押印。42 ページの資料についても署名または記名押印というものが付け加わったということでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑤について、質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑥、野洲市特別支援教育就学奨励金給付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 資料 52 ページをご覧ください。非常に薄くて見にくいんですが、様式第 1 号の左の上に、署名または記名押印とありますし、このページの下欄に 2 カ所署名または記名押印というふうにございます。

53 ページの様式第 4 号につきましても、これは申請者の氏名のところに、署名または記名押印というものがございますし、54 ページに同じく学用品通学用品の購入申入書というものを申請者の氏名のところに、署名または記名押印というふうにつけ加わったことです。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑦、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 66 ページ以降をご覧ください。様式第 1 号、様式第 2 号のところあるいは 68 ページの同意書のところ、それから 69 ページの申請者、保護者の名前ところに、署名または記名押印というものが付け加わったという改正でございます。

以上になります。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑧、野洲市中主 B&G 海洋センター体育館

大規模修繕工事に伴う貸館の一時停止について、事務局より説明をお願いします。

小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の小山です。報告事項⑧、野洲市中主 B&G 海洋センター体育館の修繕工事に伴う貸館の一時停止について報告させていただきます。資料の 80 ページ、81 ページをご覧ください。

B&G 海洋センター体育館につきましては、この先に行われます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の練習会場として指定を受けておりまして、その準備を進めているところでございます。本年度は B&G 財団からの助成金を活用し、老朽化した照明機器の修繕、トイレの洋式化や多目的化に伴う設備工事。さらにコロナ対策として換気機能が不十分でありましたので、更衣室の換気設備の増設等を行う予定となっております。これにより、工事期間中 B&G 海洋センター体育館の貸館を一時停止するものです。

工事の概要につきまして、工期、工事内容は記載のとおりです。貸館停止期間は令和 3 年 9 月 7 日火曜日から令和 3 年 10 月 8 日金曜日までを予定しております。

期間を設定した理由につきましては、80 ページの下にありますとおり、大規模イベントのない期間と主催教室を行っている関係上、教室の代替場所ということで総合体育館と調整し、事業の継続が可能な期間でありましたのでこの期間を設定いたしました。この期間ですが、市民グラウンドおよび学校開放は通常通利用可能ですので、窓口につきましては通常通り営業いたします。

一般の方への周知の方法ですが、市のホームページ、広報等に掲載しまして、館内のチラシ等で皆さんにご案内する予定となっております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑨、令和 3 年 4 月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 よろしく申し上げます。それでは、報告事項⑨令和 3 年 4 月度定期監査の結果について、ご報告をさせていただきます。関係資料 82 ページから 84 ページまでとなっております。

令和 3 年 4 月 27 日に生涯学習スポーツ課、文化ホール、スポーツ施設管理室、文化財保護課を対象に監査が行われました。監査の結果、82 ページからになりますけれども、84 ページのとおり、いずれの結果においても全般を通じてその処理状況は適正と認められ、指摘事項、意見等はありませんでしたのでご報告をさせていただきます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑩、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 85 ページになります。報告事項⑩職員の任免等につきましてご報告をさせていただきます。

まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員 2 名の採用を報告するものでございます。採用の日付および期日等につきましては記載のとおりでございます。また、退職者につきましては該当者はございません。次に、職員の任免等につきまして、正規職員と会計年度任用職員の分限休職復職承認それぞれ 1 名と正規職員の分限休職延長承認 1 名、正規職員の育児休業延長承認 1 名、正規職員の育児休業承認 1 名の計 5 名の承認を報告するものでございます。期間等詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございますのでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑩について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、先ほどの件につきまして、井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 すみません。報告事項②のほうで質問してくださったその他市長が認める経費ということなんですけれども、一般的にこういう要綱を作成するときは、想定外の、どうしても現時点で想定できなかった支出というものに対応するために、こういう項目も一般的には付けるものということでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 それでは、次に続けます。次に日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。

北脇次長。

【北脇教育部次長】 すみません。その他ということで、今後の日程につきまして、ご連絡をさせていただきたいと思っております。

お手元に総合教育会議の開催ということで、7月7日水曜日の1時30分から、市役所本館3階の第1委員会室で開催させていただきますので、出席のほうよろしくお願ひいたします。内容につきましては、先ほどご説明させていただきました教育振興基本計画ということで議論したいと思っております。

それと一部総合基本計画についての今後のスケジュールになるんですが、7月28日水曜日の教育委員会定例会で8月にパブリックコメントの実施を予定しておりますので、その実施についてのご報告をさせていただきますのと、併せて今回、内容の追加修正についてのご意見をいただきましたので、その辺を反映させていただいた内容についてのご説明を併せてさせていただきたいと思っております。8月にパブリックコメントをさせていただきますので、9月22日の教育委員会定例会でパブリックコメントの結果を含めて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、日程スケジュールについてでございます。事務移管につきまして、9月の月末になるんですけれども、総合教育会議を開催させていただきたいと思っております。また日程調整をさせていただきたいんですけれども、今のところ9月29日水曜日、もし都合がつくようでしたら日程の確定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。そのときに教育委員会から移管する文化スポーツの関係になるんですが、市長部局のどの部署に移管するか。その辺の話も総務部からしていただく予定をしています。

以上でございます。

【西村教育長】 今の3つの件はよろしいですか。

では、その他で他に何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に、日程協議に移ります。まず7月教育委員会定例会は、7月28日水曜日午後1時30分より、当中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願いたします。

次に、8月教育委員会定例会について、お伺いします。8月教育委員会定例会は8月18日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、8月教育委員会定例会は、8月18日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 了 —